

業務指示書

タジキスタン国クルガンチュベーキジルカラ間道路改修計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年1月24日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第一課 関谷 貴子 Sekiya.Takako@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年1月29日までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）

第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていきます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めるこことにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）
であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることができます）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ（第5の3参照）では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路計画・設計に係る各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／道路計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：道路計画・設計に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：タジキスタン 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 道路・舗装設計】

1) 類似業務の経験：道路・舗装設計に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：タジキスタン 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力：語学評価せず

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

(1) 提出期限：2018年2月2日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）

(3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部

見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
(2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
(3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
(4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
(5) その他（以下に記載の経費）

以下の調査に係る現地再委託費用

- (1) 地形測量
(2) 地質調査
(3) 河川調査
(4) 材料調査
(5) 環境社会配慮関連調査

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(TJS1 = 12.92982 円, US\$1 = 113.268 円, EUR1 = 134.393 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プrezentationは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

- () 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー・オン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／道路計画
道路・舗装設計

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

8.67 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年2月20日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)
(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

() 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

() 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
タジキスタン国クルガンチュベーキジルカラ間道路改修計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(40.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／道路計画	(40.00)	(20.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	11.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	—	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	2.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	3.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	(-)	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
シ) 業務管理体制	—	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 道路・舗装設計	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	14.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	(-)	
ア) 類似業務の経験	—	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	—	
(4) 業務従事者の経験・能力：	(-)	
ア) 類似業務の経験	—	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	—	
(5) 業務従事者の経験・能力：	(-)	
ア) 類似業務の経験	—	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	—	
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 事業の背景

タジキスタンは、貨物輸送の約65%、旅客輸送の約99%を道路交通に依存しており、道路交通が国内輸送の中核を担う。また、国内の物流だけでなく周辺国との交易についても道路輸送網が利用されており、幹線道路は当国経済の主要な機軸となっている。特にドゥシャンベとクルガンチュベを結ぶ道路は、主要幹線道路であることから、国内で最も重要な道路の一つに位置付けられている。更に、ドゥシャンベ-クルガンチュベ間の道路はアジアハイウェイ7号線の一部を構成し、アジア開発銀行（以下、「ADB」という。）の主導する中央アジア地域経済協力（以下、「CAREC」という。）の国際回廊（CAREC6）の一部として国際的にも重要な道路の一つとなっている。これら国内の道路網の多くは旧ソ連時代に建設されたが、1991年の独立後の内戦及び経年による損傷・老朽化が進行し、経済活性化の阻害要因となっている。当国政府の長期戦略「2030年までの国家開発戦略」（NDS: National Development Strategy to 2030）においては、持続的な経済成長の観点から国際幹線道路の整備及び運輸交通分野の制度改善が必要とされている。

クルガンチュベ-キジルカラ間道路改修計画（以下、「本事業」という。）は、ドゥシャンベ-クルガンチュベ間の道路（全長約83.6km）のうち一部区間を改修するものであり、年間交通量の伸び率が7%を超える同路線の改修及び四車線拡幅は当国の経済活性化に向けて必要不可欠であり、上述の長期戦略を具現化するものとして位置付けられている。

2. 事業の概要

(1) 目標 :

本事業は、国際幹線道路の一部であるクルガンチュベ-キジルカラ間道路の改修を実施することにより、安全かつ円滑な交通の確保を図り、当国経済・社会の発展に寄与するもの

(2) 事業の成果 :

クルガンチュベ-キジルカラ間の道路（約8.5km）が改修され4車線化される。

(3) 対象地域（サイト）:

ハトロン州

(4) 実施機関 :

運輸省

（Ministry of Transport: MoT）

(5) 本事業に関連する我が国の主な援助活動

- ・無償資金協力「ドゥスティニジノピヤンジ間道路整備計画（第Ⅰ期）」（2006年）
- ・無償資金協力「クルガンチュベ-ドゥスティ間道路改修計画」（2008年）
- ・無償資金協力「ドゥスティニジノピヤンジ間道路整備計画（第Ⅱ期）」（2009年）

- ・無償資金協力「第二次クルガンチュベードゥスティ間道路改修計画」（2011年）
- ・無償資金協力「ハトロン州及び共和国直轄地域道路維持管理機材整備計画」（2013年）
- ・無償資金協力「ソグド州及びハトロン州東部道路維持管理機材整備計画」（2016年）
- ・技術協力「道路維持管理改善プロジェクト」（2013-2016年）
- ・技術協力「道路災害管理能力向上プロジェクト」（2017-2020年）
- ・技術協力「主要都市間交通道路に係る情報収集・確認調査」（2015年）

3. 業務の目的

施設機材等調達方式の無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、事業実施に対する我が国無償資金協力の位置づけ、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、「クルガンチュベ-キジルカラ間道路改修計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査においてJICAがタジキスタン側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 調査手法、調査項目

本業務指示書は、これまでに判明した事実及び現地から入手した情報を基に作成したものである。コンサルタントは、より効率的かつ効果的な調査手法等を検討の上、プロポーザルに記載すること。なお、本業務指示書に記載している事項以外にコンサルタントが必要と判断する調査項目についても、プロポーザルに記載して提案すること。

(2) 類似案件の情報収集及び既存資料の活用と過去の案件の確認

我が国及び他ドナーにより実施された既往の道路改修計画の経緯、進捗状況および事業から得られた教訓等を再確認し、本事業計画に反映すること。

隣接事業や交通条件、自然条件及び土地利用条件の類似した事業に関する設計資料を収集するとともに、実施機関の類似事業担当者や関係するコンサルタントに設計及び施工時の課題、問題点、及び解決方法等について確認し、これらの情報を計画に反映させる。

(3) 現地調査の実施方法

本業務は、下記のとおり計2回の現地調査実施を想定する。なお、第一次および第二次現地調査に際しては、JICAから調査団員を各7~10日間程度参加させる

こととする。

1) 第一次現地調査

要請内容、用地選定に関する協議及び最適な事業内容を検討するために必要な情報収集を行う。また、自然条件調査を含む道路状況の把握、問題箇所の分析を行い、無償資金協力として最適な協力対象を検討する。同時に、環境社会配慮に関して、基本方針について先方と合意した上で必要な手続きを行う。また、河川の増水期において、河川状況調査を中心とした自然条件調査を実施する。

3) 第二次現地調査（概略設計説明調査）

最終報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得る。

(4) 計画内容の確認プロセス

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で隨時十分 JICA と協議すること。

なお、特に以下の段階においては、我が国側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

1) 第一次現地調査派遣前

調査方針、調査計画等を協議、確認する。

2) 第一次現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「第一次現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議・議論する。

3) 第二次現地調査派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

4) 第二次現地調査帰国時

必要に応じて帰国報告会を開催し、タジキスタン側と合意した内容に基づき、計画内容を報告する。

(5) 対象範囲の検討

本事業における道路拡幅対象区間については、ドゥシャンベークルガンチュベ間の道路においてキジルカラのバフシュ川の左岸側からクルガンチュベにて環状道路と交差する地点までを結ぶ区間とする予定である（約 8.5km）。本調査にて起終点を決定すること。なお、ドゥシャンベからキジルカラ（バフシュ川にかかる橋を含む）の区間については ADB が改修を予定していることから、隣接部の設計協議等も本業務に含めることとする。

(6) 道路計画

本業務においては、対面通行式の 2 車線道路（片側 1 車線）を上下線分離式の 4 車線道路（片側 2 車線）への拡幅をすることを基本とする。道路拡幅案については、被影響住民、既設構造物（既設橋梁、ボックスカルバート、各種排水施設）等を勘査し検討を行い、周辺道路状況や ADB の既往設計状況、建設コスト、施工計画、環境社会配慮を考慮した上で無償資金協力として最適な内容を検討する。計画の協議結果がその後の事業費、工期、概略設計に影響することから、第一次

現地調査終了時までに、線形・横断面構成・橋梁形式・、構造物形式等の概略的な基本計画を策定・協議・確定させること。これに基づき、舗装・路面標示・橋梁・排水等の細部の設計検討を進め、事業計画を策定し、第二次現地調査において、概略設計（案）を先方関係者に説明・協議する。

線形・横断面構成・橋梁形式・構造物形式の計画の検討にあたっては、必要な道路機能の検討に加え、自然条件調査・交通量調査・環境社会配慮・事業費等の制約を明らかにする。また、ADB の実施区間と本調査対象範囲との設計条件を整合させるため、ADB と必要な協議を実施する。

(7) 橋梁構造検討

既設橋梁については、損傷状況等を確認し、必要に応じて拡幅案や架替え案を検討する。また、小規模河川ではあるものの、河川との交差箇所においては、季節変動に伴う水位変化等を現地調査にて確認すると共に、既往最大水位も踏まえて設計水位を検討する。

(8) 舗装・排水構造検討

舗装構造及び排水計画については、サイトの気象条件、勾配、重車両等の運行状況、舗装破損状況、道路支持地盤を勘案し、必要な耐久性が確保されるよう設計に留意する。道路支持地盤の調査においては、短期間に網羅的な調査を実施するため、CBR 試験と併せ、簡易支持力測定器等を用いた支持力試験を実施することも検討する。なお、簡易支持測定器等を用いる際には、簡易支持測定器等の機材を用いた試験結果と CBR 試験結果の関係を事前に把握しておく必要がある。

(9) 施工計画

本業務対象区間は、タジキスタンにおいて主要な道路であり交通量が多いことから、施工計画の策定に当たっては、車両の通行を確保した状態で工事を実施できるよう留意する。

(10) 環境社会配慮

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010 年 4 月)（以下、「JICA 環境ガイドライン」）に掲げる道路セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への影響は重大でないと判断され、かつ同ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、同ガイドラインに基づくカテゴリーB に分類されているが、環境への影響が考えられる項目について IEE レベルの調査を行う。なお、調査にあたっては、環境社会配慮カテゴリーB 案件報告書執筆要領（2017 年 4 月）を参照する。

(11) 施工時の安全対策に関する検討

「ODA 建設工事等安全管理ガイドランス」(2014 年 9 月)（以下、「安全管理ガイドランス」）の趣旨を踏まえて業務を行う。具体的には、タジキスタン国での最近の既往調査報告書等や JICA 事務所からタジキスタン国での安全対策にかかる情報収集を行い、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）すべき工事安全及び労働安全衛生に関する法律・基準を特定した上で現地調査を実施し、調査にて

入手・確認した内容を報告書に記載する（もしくは別添資料として調査報告書の添付資料としてまとめる）。

施工計画の策定に際して、工事中の安全確保について、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集したタジキスタン国の工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査報告書等によりタジキスタン国の他案件の事例も踏まえたうえで必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。必要に応じてタジキスタン国で施工経験のある施工業者からのヒアリングも実施する。

また、タジキスタンは全世界的に見ても比較的脅威度が高い国であるため、施工に関わる安全確保に加えて、治安上のリスク分析とそれに基づき必要な安全対策についても検討し、必要に応じて調査報告書に記載すること。

なお、施工時の安全対策に関する情報は JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で JICA 事務所と協議し、相手国政府から入手（あるいは相手国政府に確認）が必要な情報について JICA 事務所に確認・合意する。また、現地調査終了時には必ず JICA 事務所に報告を行う。

(12) 交通安全対策の検討

供用開始後の道路交通の安全性を考慮した概略設計を実施する。

(13) 情報通信技術（ICT）の活用

本調査実施に際し、設計業務等に効果的、効率的な情報通信技術（ICT）がある場合には、その活用を検討する。

(14) 内部照査について

設計内容の正確性と成果品の品質を確保するために、調査結果について内部照査を行うものとする。コンサルタントは配布資料（「内部照査について」）に沿って、チェックリスト（サンプル）も参照しつつ、照査項目を検討し、チェックリスト方式で作成する。プロポーザルでは照査計画の考え方および照査項目（項目のみでよい）を提案すること。照査計画および照査項目の詳細（主な内容）については、業務計画書に記載の上、JICA に提示すること。なお、プロポーザルでは、調査結果と詳細設計における照査の関連性を念頭に置き、詳細設計段階で想定される照査項目についても併せて作成、提案すること。

6. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成

要請書及び関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

上記の作業を踏まえて、インセプション・レポート、質問票を作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICA が派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート（調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等）を先方政府関係者

に説明し、内容を協議・確認する。

(3) 事業の背景・経緯の確認

- 1) タジキスタンにおける道路整備事業に係る上位計画を確認する。
- 2) 本事業要請の経緯と内容を確認する。
- 3) 本事業に関連する我が国、及び他ドナーや国際機関の援助動向、事業内容および彼らの保有する道路建設事業の教訓等を確認する。

(4) 事業の実施体制の確認

事業実施機関である運輸省の組織・権限・人員構成や近年の予算状況、技術水準等を調査し、本事業の実施機関として、その体制に問題がないか確認する。
また、同様に維持管理を行うのに必要な人的体制、技術力、財務力を具えているか確認する。

(5) サイト状況調査

1) 道路現況調査

クルガンチュベ-キジルカラ間道路の交通状況及び周辺道路の整備状況、周辺地域の経済状況（裨益人口、主な産業、物流状況等）及び調査対象区間の交差点、取付道路の現況等につき確認する。なお、単に道路を中心とした狭い範囲の施設状況や土地利用の調査だけでなく、広い範囲での沿道の自然状況調査の情報も加え、測量で得られる地形図にとりまとめ、可能な限り現況情報を網羅したものとする。

2) 舗装状況調査

調査対象区間において、既存舗装の損傷状況、強度及び構造、道路拡幅位置における支持力等を確認する。支持力等の測定においては、簡易支持力測定器を用いた道路支持地盤の試験方法を検討・提案すると共に、CBR試験とのキャリブレーションを実施し、今回の調査結果と従来の設計手法・現場管理手法との整合性を確保できるようにする。

また、道路破損部の必要箇所にて試掘調査を実施し、地下水位を計測したうえで必要な土質試験を実施する。土質試験の項目として、各種室内試験等が考えられるが、試験項目はプロポーザルにて提案するとともに、国内解析の結果に基づき必要に応じて試験項目を追加する。

3) 自然条件調査

本調査にて行う設計、調達計画、積算について必要な精度を確保するため、もしくは施工中の環境モニタリングのベースラインデータとするため、対象サイトにおいて、既存資料のレビューを含め、地形、地質、気温、降雨量、路床強度等の自然条件調査を行う。なお、以下に示す調査については、現地再委託にて実施することを認める。ただし、調査コスト削減のため、既存資料から得られる情報を可能な限り活用し、必要最小限の調査となるよう留意することとする。

なお、気候変動対策について、JICA 気候変動対策支援ツール（参考資料）を参照し、脆弱性等を考慮し、設計に必要な気候変動解析結果等を整理する。

1) 地形測量

- 2) 地質調査
- 3) 河川調査
- 4) 材料調査

具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、別紙1を参照しながら、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に調査が必要だと判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

(6) 環境社会配慮

環境影響について以下1)～4)に記載する調査を実施する（現地再委託可）。

- 1) JICA環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案、簡易住民移転計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリーB案件報告書執筆要領（2011年6月）」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、上述JICA環境ガイドライン＜参考資料＞の環境チェックリスト案を作成する。

- 2) 環境社会配慮調査の主な項目は、以下の通り。

ア) ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、周辺住民の生活区域及び経済社会状況等）の確認

イ) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

- ・ 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関する法令や基準等
- ・ JICA環境ガイドラインとの乖離及びその解消方法
- ・ 関係機関の役割

ウ) スコーピング（事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施

エ) 影響の予測

オ) 影響の評価及び代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討

カ) 緩和策（回避・最小化・代償）の検討

キ) 環境管理計画（案）・モニタリング計画（実施体制、方法、費用など）（案）の作成

ク) 予算、財源、実施体制の明確化

ケ) ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）

- 3) JICA環境ガイドラインに基づき、大規模ではないが住民移転が生じる場合、若しくは用地取得が生じる場合には簡易住民移転計画案の作成を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下ア)～シ)のとおり。また、報告書の作成においては、「カテゴリーB案件報告書執筆要領（2011年6月）」に基づくこととする。簡易住民移転計画案の策定するために実施した、社会経済調査（人口センサス調査、財産・用地調査、家計・生活調査）、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査等の関連調査結果もJICAへ提出する。本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。

ア) 用地取得・住民移転の必要性

イ) 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結

果

- ウ) 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果
 - エ) 損失資産の補償及び生活再建対策の受給権者要件
 - オ) 再取得価格調査を踏まえた、再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
 - カ) 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
 - キ) 苦情処理を担う組織の権限及び苦情処理手続き
 - ク) 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）の特定及びその責務
 - ケ) 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
 - コ) 費用と財源
 - サ) 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
 - シ) 事業の初期設計及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果
- 4) 本調査の実施に際しては、支援対象地域の社会（や家庭内）における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・習慣、男女で異なるニーズや課題等についても調査を行い、それらが明らかになった場合はジェンダー課題やニーズに対して対応するための取り組みを事業内容に反映させる。

具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

- ・事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
- ・ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。
- ・ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

本案件では、利用者の立場からの配慮に加えて、施工段階においても、例えば最低限、施工段階での男女間の同一労働同一賃金の確保や女性労働者向けのトイレ等労働環境整備配慮等、積極的に議論、導入・配慮に努めること。

(7) 交通量調査と将来交通量推定

対象地域の交通状況については、舗装の構造設計に必要な累積軸重の算出、将来交通需要予測及び事後評価に必要となる基礎データを整理するため、またADBの実施区間と設計条件を整合するため、既存の交通情報・データ入手することとする。

(8) 運輸交通セクターに関する法令や基準、設計・施工条件の確認、

運輸交通及び関連インフラに関する法令・基準・設計条件を確認する。

施工計画・積算の必要精度を確保するため、タジキスタン側関連機関と十分な協議・調整を行い、施工の条件（作業可能時間、通行止め及び交通規制計画、移設の可否等）を確認・整理する。

(9) 先方政府、他ドナー及び民間事業者等の実施する関連事業の動向、道路整備実績、設計と施工、現況確認、各種教訓の確認

道路の舗装構成等を検討するに当たり、隣接事業や交通条件、自然条件、及び

土地利用条件の類似した事業に採用されている舗装設計法や舗装構造の資料を入手する。また、カウンターパート機関等の類似事業担当や関係するコンサルタントに対し、設計時、施工時、維持管理夫々の時点での課題、問題点、及び解決方法等についてヒアリング等の情報収集を実施し、これらの情報を計画に反映させる。

道路舗装設計に際して、供用後の予期し得ない損傷を未然に防ぐべく、本指示書参考資料に挙げた「アフリカ（エチオピア、ガーナ、タンザニア）資金協力事業による道路整備計画のあり方（基礎研究）報告書」（2013年）、「開発途上国における舗装設計基準適用のあり方に関する調査」（2015年）及び「開発途上国における舗装施工監理/管理のあり方に関する調査（基礎研究）」（2016年）を参照するとともに、以下の点に特に留意した設計を行うこと。

- ・相手国政府の舗装設計基準の特徴と適用の留意点
 - ・隣接区間及び周辺道路の舗装設計と供用（損傷）状況
 - ・大型車交通量と軸重分布
 - ・過積載車両の取締り及び（過積載車両軸重の）舗装設計への影響
 - ・路床支持力と地下水の影響
 - ・我が国のTA法及びAASHTO等の舗装設計法による確認
 - ・既存舗装の損傷状況、支持力
 - ・問題土（膨張土、分散性土壤や軟弱土）の有無及び分布状況
 - ・路面温度と低速重車両、重交通※の影響
 - ・耐流動性を考慮した路面性能と評価方法
 - ・路盤排水の必要性、路面排水・地下排水の流域と流末の確認
 - ・材料事情（骨材、アスファルト、表・基層材、路盤材、現地発生土等の品質）
- ※重交通：都市内の交差点の近傍のように大型車が連なって走行している交通状態

（10）調達事情調査（現地調達、第三国調達、サブコンの技術レベル等）

本事業で必要となる資機材（骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。なお、調査期間や費用に限りがあることから、現地カウンターパート、材料調達事情に精通した現地コンサルタント等から情報を入手した後、必要な調査と試験を効率的に行う。また、必要に応じ材料の品質確認試験を実施し、適切な材料の調達先を検討する。調査及び試験の結果、材料調達にリスクがあることは判明した場合は、そのリスクを報告書に記載するとともに、実施段階での再調査を提案するものとする。

また、JICAの既往案件や、ADBをはじめとした他ドナーによる周辺地域の事例について、調達事情、単価情報等を調査し、本事業との比較を行ふこととする。

サブコンの技術レベルは品質確保や事業費の積算に極めて重要であるため、可能な限りサブコンが施工した施設の調査を行い、その工事工程についても情報をを集め、サブコンの技術レベルを慎重に判断する。

（11）事業内容の計画策定

上記調査及びJICAとの協議結果を踏まえ、協力対象事業の計画策定(概略設計)を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」(2009年3月)(以下、設計・積算マニュアル)を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応(設計)
方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本計画(計画道路の基本的仕様、橋梁設計、舗装設計)

上記を踏まえ、本事業として計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。なお、道路線形、仕様に関しては、自然条件調査等を元にしつつ施工および維持管理に係るコスト等を勘案し、複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で最適案を提示する。

3) 概略設計図

4) 施工計画

- ・施工方針
- ・施工上の留意事項
- ・施工区分(先方負担工事との区分)
- ・施工監理計画
- ・品質管理計画
- ・資機材等調達計画
- ・仮設計画
- ・実施工程

なお、施工計画の検討にあたっては、必要となる仮設構造物、既存交通への影響評価、交通規制計画、影響軽減対策についても検討する。施工監理計画では、設計に基づく施工監理方針、施工監理体制、施工監理方法(安全、品質、工程管理(含む工事品質管理会議の開催提案))等を記載する。

(1 2) 相手国側負担事項の整理

相手国側負担事項(用地確保、便宜供与、各種建設許可の取得、道路ユーティリティ(支障物件)の移設、交通規制、環境社会配慮に係る手続き等)のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報はDD時にさらに精査・更新していくものである。

(1 3) 橋梁形式の選定

無償資金協力の橋梁案件において、コスト縮減、現地事情を踏まえた品質の確保、受注企業のリスク低減、更に多くの本邦企業の参加(競争性の確保)を促す上で、橋梁形式の選定は最も重要な課題である。橋梁形式の選定の際には以下の作業を行い、橋梁形式の選定結果について先方政府関係者に説明するとともに、報告書に取りまとめること。

1) 橋梁形式選定のフローチャートの作成

要請背景や現地状況等を基に、どのような検討プロセスを経て橋梁形式を選定するかについてフローチャートに取りまとめる。フローチャートについては業務計画書に記載することとするが、現地調査、国内設計作業の各段階で新たに判明した事実を踏まえ、必要に応じて、適宜、見直すこととする。

2) 橋梁形式選定上の前提条件の整理

橋梁形式選定上の重要な前提条件の整理を行う。河川条件、地形条件、設計条件、施工条件等を確認し、施工困難な橋梁形式は予め検討対象から外し合理的、効率的な検討を行う。複数の橋梁を計画する場合は、個々の橋梁形式の合理化の検討に止まらず、設計の画一化等の工夫を行い、設計・照査の簡略化、工事施工能率の向上等の事業全体の合理化に努める。

なお、橋梁設計の前提条件として架橋位置の決定と径間割は、その後の設計を左右する重要事項であるので、これらの決定根拠を分かり易く示すこととする。一般に架橋位置は橋長を短くすることを重視して決定されるが、その結果アプローチ道路が長くなる、沈下対策が必要となる場合もあるので、総合的な判断を行い、これを決定する。

3) 比較表を用いた代替案の検討

前提条件を踏まえ、3～5種類程度に絞り込んだ橋梁形式に対して、経済性（ライフサイクルコスト）、施工性、維持管理面等といった複数の視点から総合的に比較評価を行い、最適な橋梁形式を選定する。なお、比較評価の結果は分かり易く表形式に取りまとめることとする。

(14) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか、現地で調達する資材や業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法において実現するのかを詳しく調査する。なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく調査する。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報はDD時にさらに精査・更新していくものである。

免税情報は事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点で事務所と協議し、情報収集と情報アップデートについて事務所と合意する。調査終了時には必ず事務所へ報告する。

(15) 事業の維持管理計画策定

- 1) 先方実施機関の組織力、技術力及び財務的能力を検証し、維持管理について、人的リソース、保有機材を含む技術力、財政状況などを確認したうえで、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理する。
- 2) 想定される運営・維持管理費を算出する。

(16) 事業の概略事業費

事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費を積算する。積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意すること。積算に当たっては、設計・積算マニュアルを参照し、積算総括表を作成の上で機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 準拠ガイドライン

積算に当たっては、上記マニュアルの補完編（2017年7月）を参照すること。

2) 概略事業費にかかるコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討すること。

(17) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を再整理する。

(18) 詳細設計実施に向けた留意事項の整理

概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(19) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。また、事業実施後に想定されるリスクの軽減については、詳細設計等での対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(20) 事業の評価

事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。

なお、本事業については、定量的指標として、建設予定道路間の①平均速度向上（km/h）、②通行時間短縮（分）、③交通量（台）、④旅客数（人）、⑤貨物量（トン）等を想定している。

(21) 準備調査報告書（案）の作成

調査全体を通じ、その結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、内容についてJICAと協議する。

(22) 企業説明会の実施

JICAは、DOD調査前に本調査の対象事業への応札を検討する本邦企業（OCAJI等の関連業界団体を含む）に対し事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達

事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業といった、事業実施に重要なポイントを説明する事業説明会を開催する。コンサルタントは、同説明会において調査結果の説明を行う等、同説明会の実施を支援する。また、同説明会において企業から出た質問やコメントに対する対応をJICAと協議し、調査結果に反映させる。

(23) 準備調査報告書(案)の説明・協議

概略事業費を含む上記準備調査報告書(案)について主に基本設計調査及び事業化調査時からの変更点をタジキスタン国政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(24) 準備調査報告書等の作成

タジキスタン国政府関係者等への準備調査報告書(案)の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。

- 1) 概略事業費(無償)積算内訳書
- 2) 概要資料
- 3) 準備調査報告書
- 4) デジタル画像集
- 5) 進捗報告書(Project Monitoring Report)の初版
- 6) 照査チェックリスト
- 7) 免税情報シート

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5)から(9)を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 業務計画書 | : 和文 3部 |
| (2) インセプション・レポート | : 英文 3部
: 露文 10部 |
| (3) 第一次現地調査結果概要 | : 和文 8部 |
| (4) 準備調査報告書(案) | : 和文 8部
: 英文 5部
: 露文 10部 |
| (5) 概略事業費(無償)積算内訳書 | : 和文 2部 |
| (6) 概要資料 | : 和文 2部及びCD-R 1枚
(※完成予想図を含む。) |
| (7) 準備調査報告書 | : 和文(製本版) 8部及びCD-R 1枚
(※完成予想図、進捗報告書初版及び免税情報シート及び照査チェックリストを含む。): 英文(製本版) 5部及びCD-R 3枚
: 露文(製本版) 10部及びCD-R 3枚
: 和文(先行公開版) 3部及びCD-R 1枚 |

- (8) デジタル画像集 : CD-R 2枚 (デジタル画像40枚程度)
- (9) 進捗報告書 (Project Monitoring Report) の初版
- (10) 照査チェックリスト
- (11) 免税情報シート

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (6) については設計・積算マニュアル補完編を、その他については無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドラインを参照することとする。

注3) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：先行公開版）を作成する。

注4) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2014年11月)」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2018年4月中旬より第一次現地調査を行い、2018年6月上旬までに現地調査結果概要を提出する。その後国内解析（積算審査に要する期間を含む）を実施し、2018年11月下旬に第二次現地調査（概略設計説明調査）にて準備調査報告書（案）を先方政府へ説明し、2019年4月上旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：約23.75M/M（通訳除く）

(2) 業務従事者の構成（案）

- 1) 業務主任／道路計画（2号）
- 2) 道路・舗装設計（3号）
- 3) 橋梁・道路付帯構造物設計
- 4) 河川計画
- 5) 調達事情／施工計画／積算
- 6) 自然条件調査
- 7) 環境社会配慮
- 8) 照査

注) 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

(3) 通訳

本調査には通訳（ロシア語）の配置を認める。ただし、経費は直接費のみとする。

また、日本から参団する通訳団員に加え、現地での通訳傭上も必要に応じ認める。傭上を希望する場合は、必要経費を見積書に記載すること。

3. 配布資料

関連資料として以下の事業に係る報告書、関連情報がJICA図書館（<https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>）及びJICAナレッジサイト（http://gwweb.jica.go.jp/km/km_frame.nsf）にて閲覧可能です。

・無償資金協力「ドゥスティニジノピヤンジ間道路整備計画 予備調査報告書」（2005年）

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000166719.html>

・無償資金協力「ドゥスティニジノピヤンジ間道路整備計画 基本設計調査報告書」（2006年）

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000169729.html>・無償資金協力「クルガンチュベードゥスティ間道路改修計画 予備調査報告書」（2007年）

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000171743.html>

- ・無償資金協力「クルガンチュベードゥスティ間道路改修計画 基本設計調査報告書」(2008年)
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000173775.html>
- ・無償資金協力「ドゥスティ-ニジノピヤンジ間道路整備計画 事業化調査報告書」(2008年)
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000245437.html>
- ・無償資金協力「第二次クルガンチュベードゥスティ間道路改修計画 事業化調査報告書」(2011年)
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000257403.html>
- ・無償資金協力「ハトロン州及び共和国直轄地域道路維持管理機材整備計画 準備調査報告書」(2013年)
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000010011.html>
- ・技術協力「主要都市間交通道路に係る情報収集・確認調査 ファイナルレポート」(2015年)
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000023961.html>
- ・無償資金協力「ドゥスティ-ニジノピヤンジ間道路整備計画事後現状調査 事後現状調査報告書」(2015年)
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000020194.html>
- ・技術協力「道路維持管理改善プロジェクト プロジェクト業務完了報告書」(2016年)
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000030794.html>
- ・無償資金協力「ソグド州及びハトロン州東部道路維持管理機材整備計画 準備調査報告書(簡易製本版)」(2016年)
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000025124.html>
- ・「アフリカ(エチオピア、ガーナ、タンザニア)資金協力事業による道路整備計画のあり方(基礎研究)」(2013年)
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000013606.html>
- ・「開発途上国における舗装設計基準適用のあり方に関する調査」(2015年)
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000020507.html>
- ・「開発途上国における舗装施工監理/管理のあり方に関する調査(基礎研究)」(2016年)
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000031374.html>

以下は業務指示書配布時に併せて配布いたします。

- ・カテゴリB案件報告書執筆要領
- ・内部照査について
- ・照査チェックリスト(サンプル)

4. JICAからの参加団員の構成と現地調査行程(案)

(1)第一次現地調査

- 1) 団員構成: 総括、計画管理
- 2) 調査行程: 約10日間

3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本調査方針および無償資金協力制度を確認し、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

(2) 第二次現地調査（報告書案説明）

1) 団員構成：総括、計画管理

2) 調査行程：約10日間

3) 目的：調査報告書（案）について、双方の合意事項などに関する協議議事録を取りまとめる。

5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。コンサルタントは、業務内容を勘案の上、効率性、経済性を考慮した効果的な配置についてプロポーザルにて提案すること。なお、これら調査については別見積りとする。

(1) 地形測量

(2) 地質調査

(3) 河川調査

(4) 材料調査

(5) 環境社会配慮関連調査

現地再委託先の委託業者は、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2017年4月）」に則り選定及び契約し、委託業者の業務遂行に関して適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、タジキスタン国内に現地再委託可能な業者がいない場合に限り、本邦又は第三国機関・コンサルタント・NGO等に再委託することも認める。ただし、本邦又は第三国に再委託する場合はその必要性・妥当性・経済性を十分に検討すること。

6. 調査補助員

また、下記調査は、現地再委託に限らず、調査補助員を活用した直営による実施も選択肢として検討し、最適な方法をプロポーザルにて提案すること。

(1) 水理・水文、気象調査に係る資料収集等

(2) 環境社会配慮調査にかかる現地調査、ステークホルダー協議の開催支援、資料収集等

7. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国の無償資金協力として実施される場合、JICAは本調査を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザル作成ガイドライン」の様式-2および様式-3を準用した表を添付す

る。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

(3) 調査用機材の調達

コンサルタントは、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、見積もりに含めること。本邦から携行するコンサルタント所有機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

(4) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAタジキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所（及び支所）と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAタジキスタン事務所、在タジキスタン日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(6) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドライン（2014年10月）」の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以 上

(別紙1)

クルガンチュベ-キジルカラ間道路改修計画準備調査にかかる自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、事業サイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計、据付計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本業務の中で行うことを原則とする。ただし、本業務の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本業務で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

2. 調査項目

（1）地形測量

調査目的 : 道路設計、既設道路の拡幅設計および施工に必要な地形や河川の情報を把握する
調査内容 : 平板、基準点、中心線、横断、縦断、河川縦断、河川横断等の各種測量
実施方法 : 直営または現地再委託
成果品 : 地形図、縦横断図等（明瞭な図を準備調査報告書に掲載すること）

（2）地質調査

調査目的 : 道路設計および施工に必要な地質の状況を把握する
調査内容 : ボーリング、標準貫入試験、土質試験、CBR試験等
実施方法 : 直営または現地再委託
成果品 : 地質調査報告書等（明瞭な図を準備調査報告書に掲載すること）

（3）河川調査

調査目的 : 道路設計及び施工に必要な河川状況を把握する。
調査内容 : 河川線形、流速、水位等
実施方法 : 直営または現地再委託
成果品 : 河川調査報告書等（明瞭な図を準備調査報告書に掲載すること）

（4）材料調査

調査目的 : 道路設計に必要な土砂等採取場の材料の基礎資料を得る
調査内容 : 盛土材・路盤材・骨材に対する供給元の材料の品質検査結果（室内土質試験：物理試験、締固め、CBR、すりへり、有機分含有量）を収集するとともに、供給能力、価格、材料供給時点から現場への運搬経路、運搬方法、運搬能力について情報収集し、その結果をまとめる。
実施方法 : 直営または現地再委託
成果品 : 試験結果、調査・分析結果

